

省エネ適判（適合証等がある場合）

（単位：円）

種別		規模	手数料額	
			適判	変更適判
一戸建て住宅			5,800	4,100
一戸建て住宅以外	住宅部分	300㎡未満	11,300	8,000
		300㎡～2000㎡	23,800	16,700
		2000㎡～5000㎡	52,800	37,000
		5000㎡～10000㎡	94,700	66,500
		10000㎡～25000㎡	119,000	83,500
		25000㎡以上	148,000	103,000
	非住宅部分	300㎡未満	11,300	8,000
		300㎡～1000㎡	19,500	13,800
		1000㎡～2000㎡	31,600	22,200
		2000㎡～5000㎡	94,300	66,100
		5000㎡～10000㎡	149,000	104,000
		10000㎡～25000㎡	188,000	132,000
		25000㎡以上	235,000	165,000

備考

- 「適合証等」とは、低炭素建築物認定通知書、性能向上計画認定通知書、長期優良住宅認定通知書、長期使用構造等であることの確認書又は設計住宅性能評価書です。
- 複合建築物の共用部分について、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きい場合、共用部分は非住宅部分とみなして算出します。
- 内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に解放された開口部の面積の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の場合、当該部分を含む床面積の合計により算出します。
- 共同住宅の共用部分を除く場合、当該共用部分を減じて得た床面積により算出します。
- 併用住宅等、住戸の数が1である複合建築物の場合、住宅部分は一戸建て住宅とみなして算出します。
- 規則第13条に規定する「軽微な変更」に該当していることの証明に係る手数料額は、「変更適判」と同額です。

住宅で省エネ適判を省略し建築確認審査と一体的に仕様基準適合を確認する場合

（単位：円）

種別	規模	建築確認申請手数料に加算する額
一戸建て住宅	30㎡以内	2,500
	30㎡～100㎡	4,700
	100㎡～200㎡	7,800
	200㎡超	9,400
一戸建て住宅以外の住宅	30㎡以内	4,300
	30㎡～100㎡	8,200
	100㎡～200㎡	13,300
	200㎡～500㎡	15,900
	500㎡～1000㎡	22,300
	1000㎡～2000㎡	31,300
	2000㎡～5000㎡	50,100
	200㎡超	68,900

省エネ適判（適合証等がない場合）

（単位：円）

種別			評価方法	規模	手数料額	
					適判	変更適判
一戸建て住宅			仕様基準	200㎡未満	20,700	14,300
				200㎡以上	22,200	15,100
			標準計算法	200㎡未満	40,200	28,300
				200㎡以上	44,900	31,500
			仕様・計算併用	200㎡未満	30,100	21,100
				200㎡以上	33,200	23,300
一戸建て住宅以外	住宅部分		仕様基準	300㎡未満	38,700	26,800
				300㎡～2000㎡	66,900	46,500
				2000㎡～5000㎡	120,000	84,800
				5000㎡以上	183,000	127,000
			標準計算法	300㎡未満	81,000	56,800
				300㎡～2000㎡	135,000	94,600
				2000㎡～5000㎡	229,000	161,000
				5000㎡～10000㎡	329,000	231,000
				10000㎡～25000㎡	390,000	273,000
				25000㎡以上	449,000	314,000
			仕様・計算併用	300㎡未満	59,800	42,000
				300㎡～2000㎡	100,000	70,500
				2000㎡～5000㎡	175,000	122,000
				5000㎡～10000㎡	256,000	179,000
				10000㎡～25000㎡	304,000	213,000
				25000㎡以上	354,000	248,000
	非住宅部分	工場等のみ		300㎡未満	11,300	8,000
				300㎡～1000㎡	19,500	13,800
				1000㎡～2000㎡	31,600	22,200
				2000㎡～5000㎡	94,300	66,100
				5000㎡～10000㎡	149,000	104,000
				10000㎡～25000㎡	188,000	132,000
				25000㎡以上	235,000	165,000
		工場等のみ以外	標準入力法	300㎡未満	266,000	186,000
				300㎡～1000㎡	334,000	234,000
				1000㎡～2000㎡	431,000	301,000
				2000㎡～5000㎡	615,000	430,000
				5000㎡～10000㎡	758,000	531,000
				10000㎡～25000㎡	896,000	627,000
				25000㎡以上	1,020,000	715,000
			モデル建物法	300㎡未満	102,000	71,600
				300㎡～1000㎡	129,000	91,100
				1000㎡～2000㎡	171,000	119,000
				2000㎡～5000㎡	276,000	193,000
				5000㎡～10000㎡	361,000	253,000
				10000㎡～25000㎡	434,000	304,000
				25000㎡以上	509,000	357,000

備考

- 1 「適合証等」とは、低炭素建築物認定通知書、性能向上計画認定通知書、長期優良住宅認定通知書、長期使用構造等であることの確認書又は設計住宅性能評価書です。
- 2 住宅で仕様基準による評価の場合であっても、任意で省エネ適判を受けることができます。
- 3 非住宅でBEST省エネ基準算定プログラムによる評価の場合は標準入力法とみなします。
- 4 複数建築物に係る性能向上計画認定を受けた他の建築物について、性能向上計画認定と同じ評価方法で省エネ適判を行う場合の手数料額は、「工場等のみ」の額です。
- 5 複数建築物に係る性能向上計画認定を受けた他の建築物について、性能向上計画の変更認定と同じ評価方法で計画変更に係る省エネ適判を行う場合の手数料額は、「工場等のみ」の額です。
- 6 複合建築物の共用部分について、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きい場合、共用部分は非住宅部分とみなして算出します。
- 7 内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に解放された開口部の面積の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の場合、当該部分を含む床面積の合計により算出します。
- 8 共同住宅の共用部分を除く場合、当該共用部分を減じて得た床面積により算出します。
- 9 併用住宅等、住戸の数が1である複合建築物の場合、住宅部分は一戸建て住宅とみなして算出します。
- 10 規則第13条に規定する「軽微な変更」に該当していることの証明に係る手数料額は、「変更適判」と同額です。